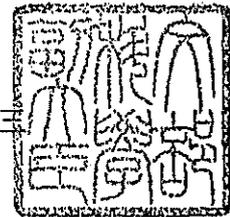




23庁房第108号
平成23年6月1日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
独立行政法人国立美術館理事長
独立行政法人国立文化財機構理事長
独立行政法人国立科学博物館館長 殿
財団法人日本博物館協会会長
全国美術館会議会長
大学博物館等協議会会長
日本放送協会会長
社団法人日本新聞協会会長
社団法人日本民間放送連盟会長

文部科学副大臣
笹木 竜三



(印影印刷)

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律等の 施行について（通知）」

このたび、第177回国会（常会）において成立した「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」（以下「法」という。）が、「展覧会における美術品損害の補償に関する法律の施行期日を定める政令（平成23年政令第155号）」（以下「施行期日政令」という。）により、平成23年6月1日から施行されることとなりました。

また、本法の施行に伴い、「展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（平成23年政令第156号）」（以下「施行令」という。）及び「展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則（平成23年文部科学省令第23号）」（以下「施行規則」という。）が平成23年6月1日付けで施行されました。

本法は、政府が美術品の損害を補償する制度を創設することにより、海外等からの美術品の借り受けの円滑化、展覧会の主催者の保険料負担の軽減等を図り、国際レベルの展覧会や地方巡回展の開催を促進しようとするものです。

本法律等の概要及び留意事項は下記のとおりですので、域内市区町村及び市区町村の文化行政担当部局、加盟団体の文化担当部局又は美術館・博物館並びにそれぞれの所管の美術館・博物館に対し法の趣旨、内容等を御周知くださいますようお願いいたします。

なお、法、施行期日政令、施行令及び施行規則は別添のとおりであり、これらを含む関係資料は文化庁のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

第一 法律等の概要

I 法の概要

1 法律の目的等

(1) 目的

この法律は、展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とすることとしたこと。(法第1条)

(2) 定義

この法律における「美術品」及び「展覧会」を定義することとしたこと。(法第2条)

2 補償契約の内容等

(1) 補償契約

① 政府は、展覧会的主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を締結することができることとしたこと。(法第3条第1項前段)

② ①の展覧会及び展覧会の主催者の要件を定めることとしたこと。(法第3条第2項及び第3項)

(2) 補償金

補償契約による政府の補償は、次に掲げる場合において、それぞれに定める額（それぞれの場合のいずれにも該当する場合にあってはそれぞれに定める額の合計額とし、それぞれに定める額又はそれぞれに定める額の合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあっては補償上限額とする。）の限度で行うものとすることとしたこと。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会的主催者が2の（4）の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会的主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定することとしたこと。(法第4条第1項)

ア 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（イにおいて「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

イ 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

(3) 補償契約の締結の限度

政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額（一の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額（当該合計額が補償上限額を

超える場合にあつては、補償上限額)をいう。)の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとする事としたこと。(法第5条)

(4) 対象美術品の取扱い

補償契約の相手方である展覧会の主催者は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならないこととしたこと。(法第6条)

(5) その他

- ① 補償契約の締結及び補償対象損害の額の合計額に関する政令を定めるに当たっては、政府は、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならないこととしたこと。(法第3条第1項後段及び第4条第2項)
- ② 報告の徴収、補償金の支払を受ける権利の時効、補償金を支払った場合における残存物代位及び請求権代位、補償契約の解除、業務の管掌並びに業務の委託等について定めることとしたこと。(法第7条～第14条)

3 施行期日等

(1) この法律は、公布の日(平成23年4月4日)から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたこと。(法附則第1項)

(2) 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしたこと。(法附則第2項)

II 施行期日政令の概要

法の施行期日は、平成23年6月1日とすることとしたこと。

III 施行令の概要

1 補償上限額

法第4条第1項に規定する補償上限額として政令で定める額は、950億円とすることとしたこと。(施行令第1条)

2 特定損害

法第4条第1項第1号の政令で定める損害は、地震若しくは噴火又はテロリズムの行為によって生じた損害とすることとしたこと。(施行令第2条)

3 法第4条第1項各号の政令で定める額

(1) 法第4条第1項第1号の政令で定める額は、50億円とすることとしたこと。(施行令第3条第1項)

(2) 法第4条第1項第2号の政令で定める額は、1億円とすることとしたこと。(施行令第3条第2項)

4 業務の委託

法第13条の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とす

ることとしたこと。

- ① 補償金の支払の請求の受付
- ② 補償対象損害の額に関する調査
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの（施行令第4条）

5 施行期日

この政令は、法の施行の日（平成23年6月1日）から施行することとしたこと。（施行令附則）

IV 施行規則の概要

1 補償契約に係る要件

(1) 補償契約に係る展覧会の要件は、

- ① 不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供するものであること。
- ② 開催予定期間が20日を超えるものであること。
- ③ 対象美術品の評価額の合計額が50億円を超えるものであること。
- ④ 展示を予定する美術品のうち主要なものが海外から借り受けるものであること。
- ⑤ 利益の分配、物品の販売その他営利を主たる目的とするものでないこと。
- ⑥ 当該展覧会の利益を文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てること。

とすることとしたこと。（施行規則第2条）

(2) 展覧会の主催者の要件は、

- ① 当該展覧会を安全かつ適切に実施するために必要な資金を確保する見込みがあること。
- ② 当該展覧会に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。
- ③ 当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会を主催した実績を有すること。

とすることとしたこと。（施行規則第3条）

(3) 展覧会の開催施設の要件は、

- ① 開催施設の建物が耐火性能及び耐震性能を有する構造のものであること。
- ② 適正な温度、湿度及び照度を保つことができる設備が設けられていること。
- ③ 常時作動する防火・防犯設備が設けられていること。
- ④ 開催施設が独立した専用の施設として区画されていること。

とすることとしたこと。（施行規則第4条）

(4) 補償契約に係る展覧会的主催者が、当該補償契約に係る対象美術品について、当該対象美術品に補償対象損害が生じた場合における当該補償対象損害の額のうち当該補償契約により補償される額を控除した額を填補するための損害保険契約を締結する場合には、当該損害保険契約において定める美術品の価額と政府との補償契約において定める美術品の価額を同一の額とすることとしたこと。（施行規則第5条）

2 補償契約の締結の手続

補償契約を締結しようとする展覧会的主催者は、当該展覧会の内容、借り

受ける美術品、主催者の業務体制、開催施設等に関する事項を記載した補償契約の申込書に、当該展覧会の収支予算書、開催施設に関する図面、美術品の展示・運搬に関する計画等の書類を添付して、文部科学大臣に提出しなければならないこととしたこと。(施行規則第6条)

3 対象美術品の取扱いに関する基準

(1) 対象美術品の展示に当たっては、

- ① 対象美術品の監視、開催施設の警備等の措置を適切に行う体制を整備すること。
- ② 対象美術品の性質に応じた適正な温度、湿度及び照度を保つとともに、これらの測定値の記録を作成及び保管すること。
- ③ 温度等維持設備及び防火・防犯設備の保守及び管理に関する責任者を定め、定期的に点検整備を行うとともに、その記録を作成及び保管すること。
- ④ 展示に関する業務のマニュアルを作成し、担当者に周知徹底すること。としたこと。(施行規則第7条第1項)

(2) 対象美術品の運搬に当たっては、

- ① 搬出入等の作業の際、当該作業について知識及び経験を有する学芸員等を立ち合わせ、当該作業に従事する者を指揮監督させること。
- ② 搬出入等の作業の際、美術品の点検及び修復について知識及び経験を有する学芸員等に対象美術品の状態を確認させるとともに、その記録を作成及び保管すること。
- ③ 対象美術品の評価額の合計額に応じて二回以上に分けて運搬すること。
- ④ 道路上の運搬に当たっては、美術品専用車両を使用すること。としたこと。(施行規則第7条第2項)

4 その他

保険会社への業務の委託、補償金の額の算定方法及び外国通貨による支払等について定めることとしたこと。(施行規則第8条～第10条)

5 施行期日

この省令は、法の施行の日(平成23年6月1日)から施行することとしたこと。(施行規則附則)

第二 留意事項

1 政府補償の適用について

本制度は、(万が一に損害が生じた場合における)国の負担の下に、展覧会の主催者の保険料負担を軽減するものであり、政府補償の適用に当たっては、展覧会における「文化芸術的意義や公共的利益」及び「美術品の安全管理体制」の審査が特に重要となること。

2 補償契約の内容について

- ① 補償契約の内容は、民間の美術品保険に準拠させることとしており、「故意又は重大な過失」、「美術品の固有の瑕疵又は性質」、「陸上における戦争危険」、「原子力危険」等は法第5条に規定する補償対象損害に含まれないこととなること。
- ② 政府による補償は一定額(通常損害50億円、地震等・テロ損害1億円)を超えてからその超える額分について発生し、その補償上限額は950億円

までとなっており（施行令第1条～第3条）、政府補償の対象外の範囲については、従来通り、民間の美術品保険によって対応することとなること。

3 補償契約に係る要件等について

- ① 法制度の要件に該当しない施設で政府補償の展覧会を企画している場合は、都道府県教育委員会等の担当窓口にご相談し、政府と補償契約を締結するまでに博物館法上の「登録博物館」又は「博物館相当施設」としての指定を受ける必要があること。（法第2条）
- ② 本制度の対象となる美術品は、展覧会のために一時的に借り受けた絵画、彫刻、工芸品等の有形の文化的所産である美術品（法第2条第1項）であるため、自ら所蔵する寄託品のほか、人の創作的行為が加わらない自然物（化石、剥製等）は対象外となること。
- ③ 対象美術品の取扱いに関する基準（施行規則第7条）は、通常の企画展覧会で実施されている基本的な事項を定めたものであるため、この遵守義務に違反した場合には、その重大性に鑑み、補償対象損害に含まれないこととなること。（法第4条）

4 補償契約の締結の限度について

法第5条の年間補償契約締結限度額は、本制度の対象となり得る展覧会の美術品の評価額を毎年度調査し、その額を基に定めることとなること。

5 その他

- ① 文化庁ホームページにすでに掲載したとおり、本年6月に美術品補償制度の内容及び申請方法の説明会を開催すること。
- ② 展覧会のために海外から借り受けた美術品等に対する強制執行等を禁止する「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」（平成23年4月1日法律第15号）は、本年9月末を目途に政省令と併せて施行する予定であること。

[参考] 文化庁ホームページアドレス

http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/hosyoseido/index.html
（ホーム>美術館・歴史博物館>美術品政府補償制度）

【本件連絡先】

文化庁長官官房政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線：3168）

03-6734-3161（直通）

FAX：03-6734-3811

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律

(平成23年4月4日法律第17号)

(目的)

第一条 この法律は、展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。
- 二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。
 - イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館
 - ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

(補償契約)

第三条 政府は、展覧会的主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を締結することができる。この場合において、前条第二号ハの施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする。

- 2 前項前段の展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものでなければならない。
- 3 第一項前段の展覧会的主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならない。

(補償金)

第四条 補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあっては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会的主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会的主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

一 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（次号において「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

二 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

2 補償対象損害の額の合計額に関する前項第一号及び第二号の政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならない。

3 補償契約に係る対象美術品ごとの補償金の額の算定方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（補償契約の締結の限度）

第五条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額（一の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額（当該合計額が補償上限額を超える場合にあつては、補償上限額）をいう。）の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

（対象美術品の取扱い）

第六条 補償契約の相手方である展覧会の主催者は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならない。

（報告の徴収）

第七条 政府は、この法律の施行に必要な限度において、補償契約の相手方である展覧会的主催者に対し、当該展覧会の実施状況について報告を求めることができる。

（時効）

第八条 補償金の支払を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

（残存物代位）

第九条 政府は、対象美術品の全部が滅失した場合において、補償金を支払ったときは、当該補償金の額の約定評価額に対する割合に応じて、当該対象美術品に関してその所有者が有する所有権その他の物権について当然に当該所有者に代位する。

（請求権代位）

第十条 政府は、補償金を支払ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、補償対象損害が生じたことにより対象美術品の所有者が取得する債権（第二号において「所有者取得債権」という。）について当然に当該所有者に代位する。

一 政府が支払った補償金の額

二 所有者取得債権の額

（補償契約の解除）

第十一条 政府は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、将来に向かって補償契約を解除することができる。

一 当該補償契約に係る展覧会が第三条第二項に規定する要件を満たさなくなったとき。

二 当該補償契約の相手方である展覧会的主催者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 第三条第三項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- ロ 第六条の規定に違反したとき。
- ハ 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ニ 当該補償契約の条項に違反したとき。

(業務の管掌)

第十二条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

- 2 文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の委託)

第十三条 文部科学大臣は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等に委託することができる。

(文部科学省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法の一部改正)

- 3 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「第七条第三項」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十二条第二項」を加える。

**○展覧会における美術品損害の補償に関する法律の施行期日を定める政令
(平成23年5月27日政令第155号)**

展覧会における美術品損害の補償に関する法律の施行期日は、平成二十三年六月一日とする。

**○展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令
(平成23年5月27日政令第156号)**

(補償上限額)

第一条 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する補償上限額として政令で定める額は、九百五十億円とする。

(特定損害)

第二条 法第四条第一項第一号の政令で定める損害は、地震若しくは噴火又はテロリズムの行為によって生じた損害とする。

(法第四条第一項各号の政令で定める額)

第三条 法第四条第一項第一号の政令で定める額は、五十億円とする。

2 法第四条第一項第二号の政令で定める額は、一億円とする。

(業務の委託)

第四条 文部科学大臣が法第十三条の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 補償金の支払の請求の受付
- 二 補償対象損害の額に関する調査
- 三 前二号に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。
(保険業法施行令の一部改正)
- 2 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「(平成十九年法律第二十二号)」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）」を、「第十八条第一項」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第十三条」を加える。

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則 (平成23年5月31日 文部科学省令第23号)

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(展覧会の要件)

第二条 法第三条第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供するものであること。
- 二 開催を予定する期間が二十日を超えるものであること。
- 三 対象美術品の約定評価額総額が五十億円を超えるものとなるものであること。
- 四 展示を予定する美術品のうち主要なものが海外から借り受けるものであること。
- 五 利益の分配、物品の販売その他営利を主たる目的とするものでないこと。
- 六 利益が生じたときは、当該利益を文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てることとしていること。

(展覧会の主催者の要件)

第三条 補償契約に係る展覧会的主催者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 当該展覧会を安全かつ適切に実施するために必要な資金を確保する見込みがあること。
- 二 当該展覧会の開催に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。
- 三 当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会を主催した実績を有すること。

(展覧会の開催施設の要件)

第四条 補償契約に係る展覧会を開催する施設（以下「開催施設」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 開催施設の建物が、その設置されている場所の状況に応じた必要な耐火性能及び耐震性能を有する構造のものであること。
- 二 次に掲げる設備が設けられていること。
 - イ 当該展覧会のために借り受ける美術品の性質に応じた適正な温度、湿度及び照度（第七条第一号ロにおいて「温度等」という。）を保つことができる設備
 - ロ 防火及び防犯のために常時作動する設備
- 三 開催施設の建物内に当該開催施設以外の施設が設けられているときは、当該開催施設が当該開催施設以外の施設から独立した専用の施設として区画されていること。

(損害保険契約の締結)

第五条 補償契約に係る展覧会的主催者が、当該補償契約に係る対象美術品について、当該対象美術品に補償対象損害が生じた場合における当該補償対象損害の額のうち当該補償契約により補償される額を控除した額を填補するための損害保険契約（保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第六号に規定する損害保険契約をいう。）を締結する場合には、対象美術品ごとの約定保険価額（保険法第九条に規定する約定保険価額をいう。）を定めるとともに、当該約定保険

価額が当該対象美術品の約定評価額と同一の額となるものでなければならない。
(補償契約の締結の手続)

第六条 補償契約を締結しようとする展覧会の主催者は、次に掲げる事項を記載した補償契約の申込書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 当該展覧会の名称
- 二 当該展覧会の趣旨及び内容
- 三 当該展覧会の開催を予定する期間
- 四 当該展覧会のために借り受ける美術品の名称、所在地、所有者の氏名又は名称及び価額（当該美術品の価額として当該美術品の所有者が算定した価額をいう。）
- 五 当該展覧会的主催者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 六 当該展覧会の開催に関する業務の体制に関する事項
- 七 当該展覧会的主催者が過去に主催した展覧会の実績に関する事項
- 八 開催施設の名称、所在地及び建物の構造並びに第四条第二号イ及びロの設備に関する事項

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該展覧会に係る収支予算書
- 二 当該展覧会のために借り受ける美術品についての次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 前項第四号の価額の算定の根拠を明らかにする事項
 - ロ 種別、寸法、重量、材質、形状その他の特徴
- 三 当該展覧会的主催者の最近における財産の状況を知ることができる書面
- 四 当該展覧会の開催に関する業務について知識及び経験を有する学芸員その他の使用人の確保の状況を記載した書面
- 五 開催施設の建物の位置及び構造並びに第四条第二号イ及びロの設備に関する図面
- 六 開催施設において過去に発生した美術品に係る事故に関する情報を記載した書面
- 七 当該展覧会のために借り受ける美術品の陳列、当該美術品の監視及び開催施設の警備、第四条第二号イ及びロの設備の運用その他の美術品の展示に関する業務の実施計画を記載した書面
- 八 当該展覧会のために借り受ける美術品の運搬の経路、方法、開始時期及び予定終了時期その他の美術品の運搬に関する業務の実施計画を記載した書面
- 九 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会のために借り受ける美術品の約定保険価額の見込みを記載した書面
- 十 その他参考となるべき事項を記載した書面

(対象美術品の取扱いに関する基準)

第七条 法第六条の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 対象美術品の展示に当たっては、次によること。
 - イ 対象美術品の監視、開催施設の警備その他の対象美術品の損害を防止するための措置を適切に行うために必要な体制を整備すること。
 - ロ 補償契約に係る展覧会の開催期間中、対象美術品の性質に応じた適正な温度等を保つとともに、温度等の測定値の記録を作成し、これを保管すること。
- ハ 第四条第二号イ及びロの設備について保守及び管理に関する責任者を定

め、当該責任者の指揮監督の下に定期的に点検整備（計器の較正を含む。）を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二 対象美術品の陳列、対象美術品の監視及び開催施設の警備、第四条第二号イ及びロの設備の運用その他の美術品の展示に関する業務のマニュアルを作成し、その内容について、当該業務を担当する者に周知徹底を図ること。

二 対象美術品の運搬に当たっては、次によること。

イ 対象美術品の搬出入等の作業を行う場合には、次によること。

(一) 美術品の搬出入等について知識及び経験を有する学芸員その他の者を当該作業に立ち合わせ、その作業に従事する者を指揮監督させること。

(二) 美術品の点検及び修復について知識及び経験を有する学芸員その他の者に対象美術品の状態を確認させるとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

ロ 対象美術品の約定評価額総額に応じて二回以上に分けて運搬を行うこと。

ハ 道路上を走行する場合には、美術品を運搬するための専用の車両を使用すること。

三 前二号に掲げるもののほか、対象美術品の損害の防止のために文部科学大臣が必要と認める措置を講ずること。

(業務の委託)

第八条 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令第四条第三号の文部科学省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示

二 補償金の額の算定

三 政府が支払うべき補償金の送金

四 前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なもの

(補償金の額の算定方法)

第九条 法第四条第三項の文部科学省令で定めるところにより算定する対象美術品ごとの補償金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第四条第一項第一号に掲げる場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）における通常損害（補償対象損害のうち特定損害に該当するもの以外の損害をいう。以下この号において同じ。）が生じた対象美術品ごとの補償金の額 法第四条第一項第一号に定める額（当該額が補償上限額を超える場合にあっては補償上限額）に当該対象美術品について生じた通常損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた通常損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額

二 法第四条第一項第二号に掲げる場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）における特定損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額 法第四条第一項第二号に定める額（当該額が補償上限額を超える場合にあっては補償上限額）に当該対象美術品について生じた特定損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた特定損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額

三 法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる場合のいずれにも該当する場合における補償対象損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額 法第四条第一項第一号及び第二号に定める額の合計額（当該額が補償上限額を超える場合

にあつては補償上限額)に当該対象美術品について生じた補償対象損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額

(外国通貨による支払等)

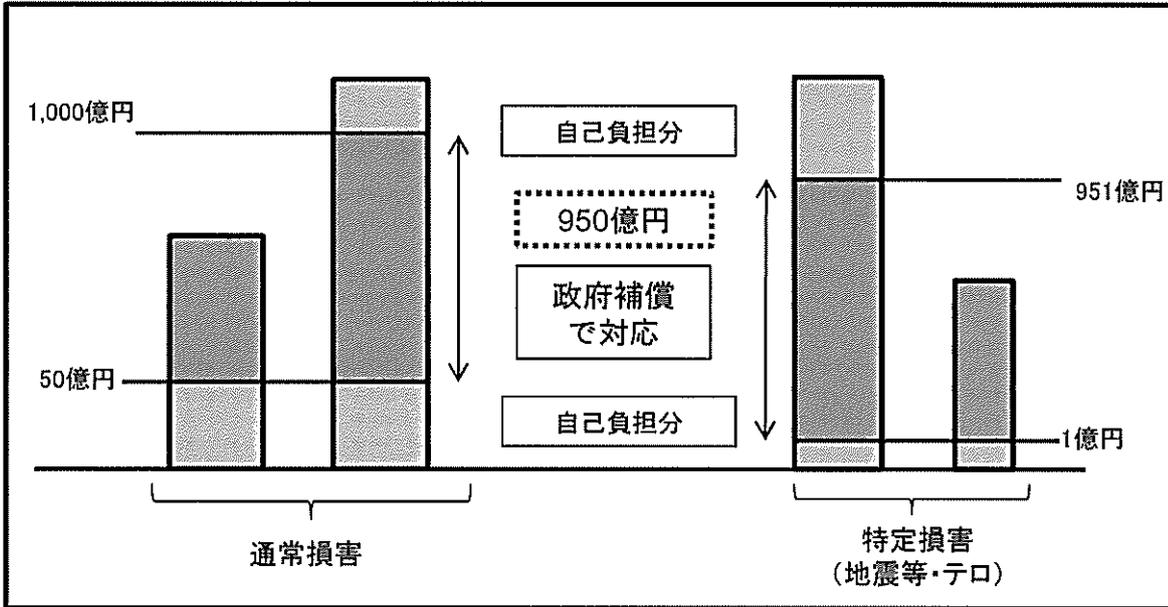
第十条 対象美術品の約定評価額を外国通貨で定めた場合における補償金の支払は、当該外国通貨で行うものとする。

2 前項の場合における法第四条及び第五条の規定の適用に係る当該外国通貨と本邦通貨との間の換算は、補償契約締結時の外国貨幣換算率(予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百十四条の規定に基づいて財務大臣が定める外国貨幣換算率をいう。)を用いて行うものとする。

附 則

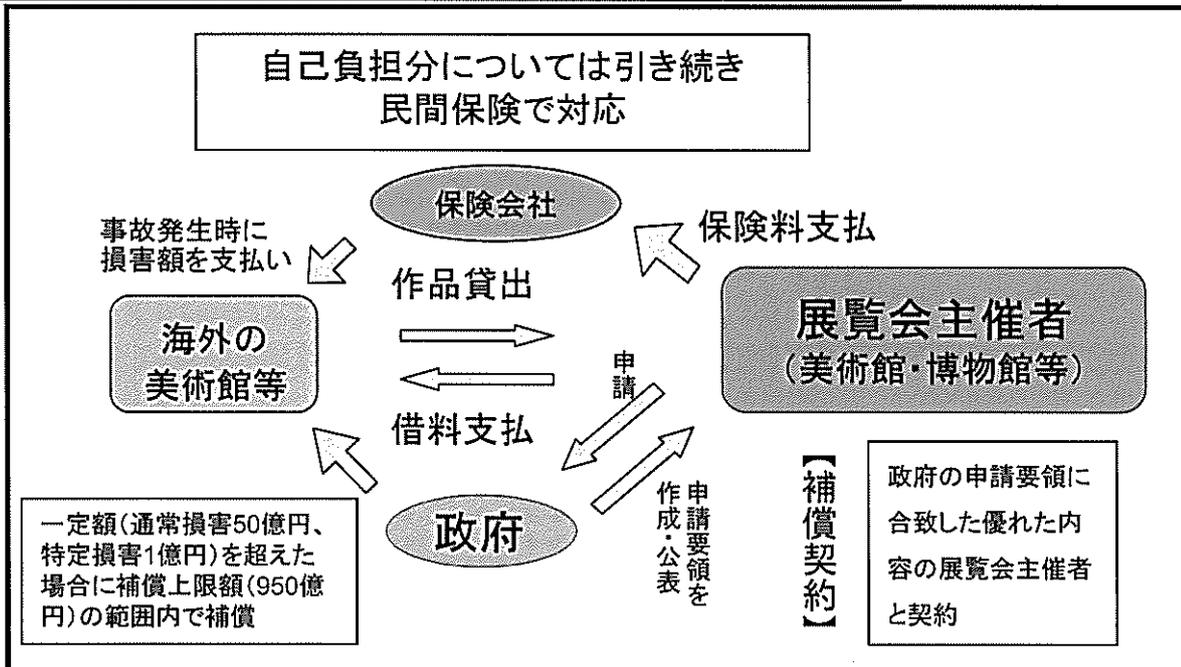
この省令は、法の施行の日(平成二十三年六月一日)から施行する。

1. 美術品補償制度における補償額の範囲



- ・政府による補償は、一定額(通常損害50億円、特定損害1億円)を超えてから発生し、上限は950億円まで。
- ・一会計年度の予算で定める額(平成23年度は5,500億円。年度によって変動。)で10件程度の展覧会の美術品の損害補償を想定。

2. 美術品補償制度における関係者の契約関係



- ・政府は、展覧会の主催者を相手方として、美術品の所有者(海外の美術館等)に対し、その美術品の損害を補償する契約を展覧会の主催者と締結する。
- ・政府の補償は、原則として、美術品の所有者が展覧会の主催者を通じて請求し、補償金はその所有者に対して支払われる。